

東広島市立東西条小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標の達成のため、生徒指導について教職員並びに保護者の共通理解による効果的な実施を図る観点から必要な事項について定めるものである。

(定義)

第2条 この規則で「生徒指導」とは、問題行動への対応だけではなく、児童一人一人の心を育て、それぞれの人格のよりよき発達をめざすとともに、将来、社会において自己実現ができるよう指導・援助することをいい、教育活動の全体を通じて行うものである。

(教職員の基本姿勢)

第3条 生徒指導を進めるに当っては、次の点を教職員の基本姿勢とする。

- 一 生徒指導は児童との「のぞましい人間関係」や「信頼関係」を基盤に行う。
- 二 すべての教職員が生徒指導の重要性を認識し、共通の理解の下、同じ判断基準をもって行う。
- 三 教職員自らが指導すべき項目について「率先垂範」「模範」を示して行う。

第2章 指導内容「学校生活」に関するきまり

(登下校)

第4条 登下校については、社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をさせる。

- 一 通学班（登校班・学年下校班）での登下校を原則とする。
- 二 集合時刻、歩道のマナーを守り通学路を通る。
- 三 守られない場合、通学班会議、個別指導を行う。
- 四 登校途中で忘れ物に気づいても、取りに帰らない。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第5条 登校・遅刻・欠席・早退・外出について、次のことを指導し、規則正しい生活習慣をつくる。

- 一 登校時刻は7時40分から8時00分までとし、8時10分の始業まで準備をして過ごす。
- 二 欠席の場合 8時までに、保護者が欠席の理由を市民ポータルサイトにて学校に連絡する。
- 三 遅刻の場合 8時までに、保護者が遅刻の理由を市民ポータルサイトにて学校に連絡する。
- 四 早退の場合 家庭の事情で早退する場合、保護者がその理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）をあらかじめ学校に連絡する。
- 五 途中の外出 原則、登校したら校外には出ない。家庭の事情で外出する場合、保護者がその理由、時刻、外出時の方法（送迎する人や手段等）をあらかじめ学校に連絡する。
- 六 無断欠席、無断外出などの場合、担任または担任から依頼を受けた職員室の職員で保護者と連絡し、必要な場合には、保護者との連携や児童の個別指導を行う。

(基準服、身なり等)

第6条 校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は、学校が定める基準服を正しく着用する。

1 服装

- 一 基準服は、紺色、長袖の制服、紺色半ズボン、紺色吊りひもスカート、白色のカッターシャツ、ブラウス、ポロシャツとする。シャツのすそはズボンやスカートの中に入れる。
通常の通学時には、体操服での通学を許可する。
体操服には、学年・組・氏名を記入し、ズボンやハーフパンツの中に入れる。

- 二 靴下は、白色とする。（ワンポイントは可能）くるぶしが出るローソックスやルーズソックスは禁止とする。
- 三 通学靴は、白色運動靴とする。（ワンポイントやラインは不可）雨天時や降雪時は、長靴（色は指定しない）を使用してもよい。
- 四 安全帽は、学校指定のものを着用する。
- 五 靴や上履きのかかとは踏まない。

2 その他の身なり

- 一 上履きは、全体が白色の学校指定のものを使用する。
- 二 名札は、学校で販売するものをつける。
- 三 セーター・ベストは、黒色又は紺色がのぞましい。
- 四 防寒着 原則（11月～3月）に着用しても良い。

登下校時は、ジャンパー、長ズボン、ネックウォーマー、手袋、マフラーなどの防寒着を着用することができるが、安全上、耳あてや口をふさぐ防寒着は着用しない。
色は黒色又は紺色がのぞましい。

登校後は、脱いでかばんの中に入れることを原則とする。

なお、休憩時間に屋外で過ごす場合には、黒色又は紺色の長ズボン・手袋を着用しても良い。

3 頭髪

- 学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。
- 襟や目にかかる髪の長さとする。
- 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。リボン等のかざりは使用しない。目にかかる場合、ピンなどでとめる。
- 小学生として不自然な髪型 パーマ、アイロン、そり込み、左右不均衡な髪型等不自然と見られるものや髪の染色・脱色・着毛・整髪料については禁止する。

4 持ち物

- 持ち物には、必ず記名し、学校に関係ないものは原則持ち込まない。
- 化粧・装飾・装身具など児童として不要な物については、身に付けない。例として、口紅（色付きリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類、マニキュア等の爪や皮膚への装飾、ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具、眉毛のそり落とし、睫毛の加工等。（カイロは出さないで使用しても良い。）
- 筆記用具は、5・6本の鉛筆、赤青鉛筆を毎日自宅で削ってくる。シャープペンシルの使用は禁止。消しゴム・定規・鉛筆キャップはシンプルなものを使う。
- 学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。例として、携帯電話や情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、装飾品。
- 身に付けていた場合、外させ、一旦預かり別途保護者に指導した内容を伝え、返す。なお、髪形等については、保護者と連携して改善を依頼する。

（いじめ）

第7条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 いじめは、人として絶対に許されない行為であり、また「いじめを見て見ぬ振りすること」は、いじめることと同じく絶対に許されないことである。
- 2 いじめの指導に当たっては、いじめられている児童の立場に立って行う。

3 いじめの根絶、再発防止に当たっては、教職員の児童観、生徒指導観が問われ、学級経営のあり方を基本として行う。

(校内での遊び)

第8条 校内での遊びについて、次のきまりを設ける。

- 一 晴れたときは、できるだけ外で遊ぶようとする。
- 二 運動場で遊び、危険の無いようとする。
- 三 ブランコでは、二人乗り・立ちこぎはしない。

(その他)

第9条 その他、次のきまりを設ける。

- 一 廊下は右側を通り、走らない。
- 二 教室や廊下では、静かに過ごし、暴れたり大声を出したりしない。
- 三 学校においては、児童は互いに名字に「くん」「さん」をつけて呼名し、ニックネームや呼び捨てでは呼名しない。

第3章 指導内容「校外での生活」に関するきまり

(校外の生活)

第10条 校外の生活については、社会生活上の決まりを守ることに加え、東西条小学校の児童として決められたきまりを守ること。

1 遊び場所、帰宅時刻

- 一 川や池、駐車場など、危険な場所では遊ばない。保護者同伴の場合、保護者判断とする。
- 二 帰宅時刻 夏季（5月～9月）18時、冬季（10月～4月）17時に家に帰り着く。
- 三 児童だけでの校区外、市外への外出、外泊はしない。
- 四 児童だけで大型商店、スーパー、ゲームセンターなどに入りしない。

2 自転車の乗り方

自転車に乗る時は、必ずヘルメットを着用する。公道での自転車使用は、原則第4学年からとする。

3 その他、次の項目について禁止する。

- 一 法令・法規に違反する行為 例として、万引き、落書き、器物破損、暴力行為（対教師、生徒間、対人）、飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持）、金品強要、無免許運転及び同乗、暴走族等、の集団への加入及び参加 等
- 二 その他、不適切な行為 例として、家出及び深夜徘徊、無断アルバイト、不健全娯楽や不純異性交遊 等

4 第1項2項について違反した場合、保護者と連携して個別指導を行う。第3項については、警察、教育委員会などの関係機関との連携を行ったうえで、出席停止を含む懲戒の措置を検討するとともに保護者と連携して再発防止に取り組む。

第4章 生徒指導上の問題に対する指導

(問題行動への対応、指導)

第11条 重大な問題が発生した場合は、特別な指導を行う。

1 特別な指導

「社会で許されないことは、学校においても許されない」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うために、自己を振り返らせ展望を持たせるように指導する。

2 具体的な問題行動

一 法令・法規に違反する行為

- ①酒・喫煙 ②暴力・威圧・強要行為 ③建造物・器物破損 ④窃盗・万引き・占有物離脱横領
⑤性に関するもの ⑥薬物乱用等 ⑦交通違反 ⑧深夜徘徊 ⑨刃物等所持 ⑩金品強要
⑪その他法令・法規に違反する行為

二 学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為（対教師・児童間・器物破損） ②飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）
③いじめ ④登校後の無断外出・無断早退 ⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の立ち歩き） ⑥携帯電話等の不要物 ⑦不正行為（テスト等のカணニング）
⑧家出 ⑨無断アルバイト ⑩暴走族等への入会及び参加 ⑪無免許運転及び同乗 ⑫不健全娯楽や不純異性交遊 ⑬その他学校が児童に対して教育上、指導を必要とする判断した行為

3 具体的な指導

- 一 適切な初期対応と事実確認を行う。問題行動発生時に、その場で問題であることを指摘とともに、5W1Hに基づく十分な事実確認を複数の教員で行い、指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童及び保護者、全教職員に周知する。
- 二 学校体制として、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
- 三 反省指導だけでなく、授業プリント等の学習指導についても連携し、授業の遅れが生じないよう配慮する。
- 四 記録簿等を作成し、特別な指導の反省期間や内容を記録して取り組む。
- 五 児童の中で、発達障害や常習性が疑われる場合は、関係機関と連携をする。
- 六 市教委への報告 報告のタイミングは、事案によって異なるが、事実確認が済んだ段階で第一報をいれ、詳細が分かった段階で文書で報告する。その後の報告は、市教委の指示に従う。

4 指導形態

- 一 口頭による説諭指導（短時間での指導）
- 二 別室による反省指導
- 三 授業観察による反省指導
- 四 奉仕作業による反省指導
- 五 教育相談と反省指導を複合した指導
- 六 保護者来校による授業観察指導
- 七 その他、学校と保護者による協議及び指導
- 八 「出席停止」等の懲戒を運用する。教職員による最大限の努力を行っても性行不良が解決せず、他の児童の教育に妨げがあると認めるときは、「東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則」第12条に基づき、「出席停止」の措置を求めて東広島市教育委員会に事案の報告を行う。
- 九 事案の終結 事案や対応についての課題整理を行うとともに、今後の生徒指導上の課題を明確にした段階で終結とする。

- 十 重大な問題とまではいえない事案の場合は、第一項の取組みに準じる。単独で判断せず学年主任、生徒指導主事との報告、連絡、相談を前提とする。
- 十一指導期間は概ね1時間から5日間とする。

第5章 その他

(校内組織)

第12条 「校務運営規程 第9条第1項～第2項」の定めるところに従い、生徒指導部を設置するとともに、その部長を生徒指導主事とする。生徒指導部の組織及び分掌内容については、別途定める。

(教育相談)

第13条 教育相談は、児童のもつ悩みや困難の解決を指導・援助し、社会生活に適応させ、より良い人格の形成を目指すこと及び学校生活や社会生活への適応上の問題や悩み、不安に対する指導・援助を行うものである。

- 一 学校内の教育相談機関として校務運営規程第14条により「心と体の相談室」を設置する。
- 二 必要に応じて、スクールカウンセラーなど関係機関や専門家と連携して指導・援助を行う。

(本規定の周知)

第14条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などの直接説明を行う。また、ホームページでの公開を行うとともに学校に来校しない保護者に対しては、家庭訪問や学校便り等を通じて、周知を図る。

附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月24日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。(夏季帰宅時間変更)

この規程は、令和4年4月1日より施行する。(基準服、身なり等変更)

この規定は、令和5年4月1日より施行する。(防寒着、持ち物等変更)